

～事業者のみなさまへ～

全員参加型の 資源循環地区を目指して

～印西地区ごみ処理基本計画策定のお知らせ～



印西市・白井市・本埜村・印旛村・栄町
印西地区環境整備事業組合

「事業者の責務」とは？

事業活動に伴って生じたごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、事業者が自らの責任において処理する必要があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

ごみ処理基本計画を策定しました

私たちの暮らしの中で毎日出される“ごみ”は、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、分別収集と焼却・破砕などにより安全かつ安定的に処理されていますが、一方で、ごみ質の変化と施設能力、施設の老朽化、コストの削減、処理が環境に与える影響、不法投棄への対応及びごみ処理全体の効率化などに課題が残されています。また、千葉ニュータウン計画を中心とした開発・発展に伴う人口増加が予想され、ごみ排出量も今後増加することが見込まれます。そのため、さらなる減量とリサイクルの推進が重要となっています。

今回、印西地区の5市町村では、次の世代に良好な環境を引き継いでいくため、可能な限り“ごみ”の発生を抑制し、再利用出来るものは利用し、さらに処理する過程で回収出来るエネルギーは有効に利用していく「循環型社会の形成」を基本理念とした、「印西地区ごみ処理基本計画※」を策定しました。「全員参加型の資源循環地区」を実現するためには、住民一人一人がこれまでのライフスタイルを見直す必要があります。

※ごみ処理基本計画本編は市町村担当課と組合で見ることができます。

全員参加型の資源循環地区

住民は

出来ることから始めよう、ごみを減らしてリサイクル！
日々の生活から未来につながる資源循環地区を目指します。

事業者は

事業活動に伴うごみの減量・リサイクルは事業者の責務。排出者責任の再認識と資源循環を意識した事業展開により、未来につながる資源循環地区を目指します。

行政は

創意工夫をこらして、住民・事業者・行政をリサイクルの環でつなぎ、環境への配慮と事業効率の向上により、未来につながる全員参加型の資源循環地区を実現します。

全員参加型の資源循環地区を目指して

～印西地区ごみ処理基本計画策定のお知らせ～

発行日：平成 21 年 3 月

編集・発行：印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター

〒270-1352

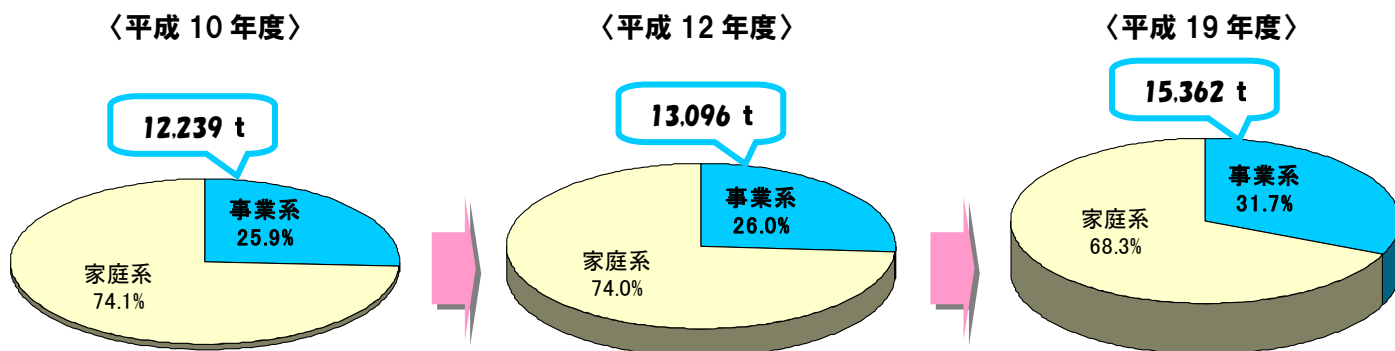
千葉県印西市大塚 1-1-1

TEL：0476-46-2732 FAX：0476-47-1765

ホームページ：<http://www.inkan-jk.or.jp/>

事業者のみなさまへ

印西クリーンセンターに搬入されるごみのうち、事業所から排出される「事業系ごみ」の量およびその割合は、年々増加しています。



このたび策定した「ごみ処理基本計画」では、「全員参加型の資源循環地区」を目指すとともに、事業系ごみの減量を推進していきます。

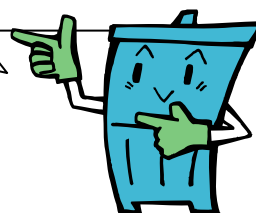
国では、平成20年3月に、第2次循環型社会形成推進計画を閣議決定し、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項を示すとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標を設定しました。その中で、事業系ごみに関する数値目標は、以下のように設定されています。

減量目標

平成27年度の排出量を

平成12年度比で**20%削減**

平成12年度の印西地区での事業系ごみ排出量は13,096 tだから、これを平成27年度までに、 $13,096 \text{ t} \times 80\% = 10,477 \text{ t}$ に減量させることが求められているんだよ！



事業者の役割

生産者としての責任



- ・ 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみにならないように工夫をします。
- ・ 資源物や処理困難物等の回収に努めます。

排出者であることの認識



- ・ すべての事業所がごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない事業活動を心がけます。
- ・ ごみの減量化・適正処理に向けた取り組みに協力します。

印西地区（5市町村・組合）での 今後の事業系ごみへの対応



Step1 Reduce

○エコショップ・エコオフィスの推進

エコショップ・エコオフィスとして条件を満たした店舗、事業所を認定します。認定することでより一層事業系廃棄物を抑制するとともに住民も取り組みを理解でき双方の排出抑制を促進します。

○減量計画書の作成

多量排出事業者の減量計画書の作成は引き続き実行するとともにそれ以外の事業者に対しても減量計画書の作成を指導し実態を把握していきます。

○事業系指定ごみ袋の導入検討

ごみの減量化・資源化を促進するため、事業系指定ごみ袋の導入を検討します。

○事業系受入基準の見直し

ごみの減量化・資源化を促進するため、事業系受入基準の見直しを図ります。

○ごみ処理料金の徴収方法の調査・研究

ごみの発生抑制効果について二段階式従量制の調査・研究をします。



Step2 Reuse

○不用品情報コーナーの設置

事業所間でごみとして排出する前に活用できる場として不用品情報コーナーの設置を調査・研究します。

Step3 Recycle

○展開検査の強化

排出状況の把握をするため、印西クリーンセンターでの展開検査を強化します。

○処理ルートの特案

資源化可能なごみについて処理ルートの特案を提案します。



1. 紙類や剪定枝は、リサイクルするようにしましょう！

クリーンセンターに持ち込まれるごみの中には、資源化可能な紙類や剪定枝が多く含まれています。これらは資源物なので、リサイクルするようにしましょう。

2. プラスチック類は、産業廃棄物として適正に処理してください！

クリーンセンターに持ち込まれるごみの中には、プラスチック類も多く含まれています。しかし、プラスチック類は産業廃棄物であり、クリーンセンターでは受け入れできませんので、他のルートで適正に処理してください。